

みなさんと議会を結ぶ……議会だより

# ○議会ゆがわら

湯河原町議会のホームページ <http://www.town.yugawara.kanagawa.jp/>  
湯河原町議会のE-mail gikai@town.yugawara.kanagawa.jp

平成17年4月

臨時号

編集/発行 湯河原町議会

〒259-0392

神奈川県足柄下郡湯河原町中央二丁目2番地1

TEL 0465-63-2111㈹ FAX 0465-63-9674



懲罰特別委員長報告

## なぜ？ 懲罰なのか！

3月定例議会は、平成17年度予算議会として最も重要な議会です。その初日に、佐々木征坡議員、二見康男議員、丸山孝夫議員及び露木寿雄議員の4名から北村儀江議長に対し「議長不信任決議」が提出されました。議会運営委員会では不適当と認め、取り下げを求めました。そのため、著しく議会が混乱しました。議会の秩序を乱し、提出理由が不適当であるなど、議会の品位及び円滑な議会運営を混乱させたため、懲罰の決議が提出され、採決の結果、4名は懲罰に科されました。

町民の皆様並びに行政機関に多大なる迷惑をかけた責任は誠に重大です。広く皆様のご認識を得たく、ここに混乱した議会の状況と経過を詳細にご説明し、ご理解いただき臨時号を発刊いたしました。

湯河原町議会  
懲罰特別委員会報告

## 定例会と議会運営委員会

### ○平成17年3月定例議会

3月1日から18日までを会期として、平成17年度の一般会計ほか8会計予算、一般会計ほかの補正予算、条例の制定・改正、人事案件等を審議する平成17年3月定例会が開催されました。

### ○議会運営委員会

議会運営委員会は、議会を円滑に、効率的に運営するために設けられています。

(議会運営委員会の権限)

1 議会の運営に関する事項

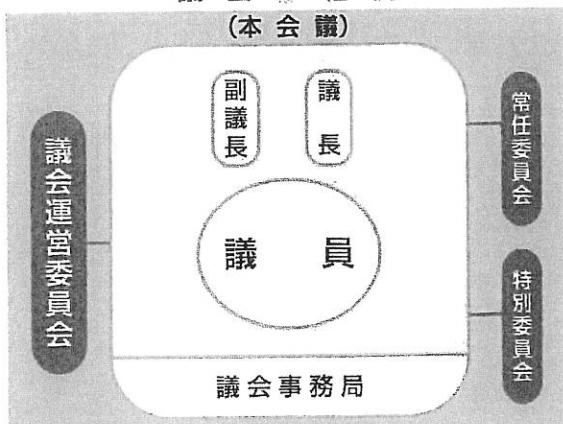
- (1) 会期及び会期延長の取扱い
- (2) 会期中における会議日程
- (3) 議事日程
- (4) 議事進行の取扱い
- (5) 一般質問の取扱い
- (6) 議会提出議案(条例、意見書、決議)  
の取扱い
- (7) 議会内の秩序の取扱い
- (8) 議案の取扱い
- (9) 動議の取扱い
- (10) その他議長が認める事項等

2 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項

3 議長の諮問に関する事項

### 議会の組織

(本会議)



### ※一般質問

議員は、行政の一般事務について質問を行うことができます。

手続きは、決められた期日までに議長にその要旨を文書で提出し、許可を得て本会議で発言します。

提出された一般質問は、定例会開催のあおむね10日前の議会運営委員会において、陳情等の取扱とあわせて審議されます。

## 経過

2月21日(月)

### 議会運営委員会における一般質問の取扱

午前10時、議会運営委員会開催。議会運営委員から、佐々木征坡議員の一般質問通告書の「不調に終わった真鶴町との合併について」は、質問の要旨が一般質問に馴染まないとの指摘がある。

- ・真鶴町との合併協議会解散の議決をしたばかりなので、別の機会で質問するべき。
- ・真鶴町との内容に特化しないで、広域な視点で質問をしたらどうか。
- ・合併を断念し、自立に向けて「あたらしいまちづくり調査特別委員会」を設置し、各分科会で行政と一緒に検討がされている中の質問はいかがなものか。
- ・広域行政に影響するのではないか。
- ・別に充分発言する機会がある。

取下げ又は内容の変更を行うことが望ましいとの意見が出たため、佐々木征坡議員は、2月23日（水）までに検討し、議長へ報告することになる。

### 2月23日（水）

#### 一般質問の内容変更

午後4時、議長室において北村礎江議長、原田洋副議長、二見康男議員及び議会事務局長同席のもと、佐々木征坡議員は、一般質問を「不調に終わった真鶴町との合併について」から「真鶴町との合併について」に改めたいと申し入れる。

(佐々木征坡議員)

- ・合併協議会設置申請について議会に付議するか否かは重要な事案である。
- ・議会としての透明性を高め、町民の理解を得るためにも、議会運営委員会だけで決めるのではなく、議会全員協議会に諮って決めるべきと考えている。
- ・これらを踏まえ、真鶴町に付議しないとした考えを聞く一般質問を議会運営委員会で問題にするのはいかがなものか。

(北村礎江議長)

- ・質問することで今後の広域行政にも影響する内容である。
- ・一般質問は、政策的かつ建設的な質問を行うべきであり、既に、『あたらしいまちづくり調査特別委員会』が設けられ、議会、行政が一体になって自立を目指し検討している中で不適切である。

北村礎江議長は、このままでは受理できない旨を伝え、協議は整わず終了。

その後、議会事務局長が佐々木征坡議員及び二見康男議員に、「真鶴町との合併について」は行わず、「交通安全対策について」のみ一般質問を行うことを確認した。

### 2月28日（月）

午後4時、佐々木征坡議員、二見康男議員、丸山孝夫議員及び露木寿雄議員は、議会事務局へ北村礎江議長の不信任決議を提出。

### 3月1日（火） 定例会初日（本会議第1日目）

#### 1 議長不信任決議の提出

午前9時、議会運営委員会開催。佐々木征坡議員、二見康男議員、丸山孝夫議員及び露木寿雄議員の4名からの北村礎江議長への不信任決議を審議。

(提出理由)

平成17年2月16日付けで、湯河原町議会議員佐々木征坡が北村礎江議長行った一般質問の通告のうち、「不調に終わった真鶴町との合併について」を「真鶴町との合併について」に変更し、同年2月23日に再通告したところ、「一般質問に馴染まない」とし、受理されなかった。

これは、議員に与えられている発言権及び町民の知る権利を否定する全くの暴挙で、言論の府である議会の長として著しくその資質を欠いていると言わざるを得ない。

よって、北村礎江議長の不信任決議案を提出するものである。

議会運営委員会では、一般質問のうち「真鶴との合併について」は、既に（※2月23日（水）一般質問の内容変更参照）行わないことは確認されており、これを理由とする議長不信任決議の提出は適切でないとの意見が出され、取り下げを申し入れる。

協議が整わず、午後2時30分開会の本会議において、佐々木征坡議員、二見康男議員、丸山孝夫議員及び露木寿雄議員の4名は、北村儀江議長の不信任決議を提出、ただちに追加議案とし採決を行う。採決結果は、賛成少数による否決。（※8ページ「審議した議案と各議員の賛否」1参照）

## 2 懲罰決議の提出

午後3時10分、議長不信任決議を提出した4名に、松野満ほか11名の議員は、湯河原町議会会議規則第14条及び第106条にもとづき懲罰決議を提出

### 湯河原町議会会議規則

#### （議案の提出）

第14条 法第112条（議案提出権）の規定によるものを除くほか、議員が議案を提出するに当たっては、2人以上の者の賛成がなければならない。

2 議員が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ理由を付け、所定の賛成者と共に連署して議長に提出しなければならない。

#### （懲罰動議の提出）

第106条 懲罰の動議は、文書をもって所定の発議者が連署して、議長に提出しなければならない。

2 前項の動議は、懲罰事犯のあった日から起算して3日以内に提出しなければならない。

#### （提出理由）

3月定例会開会に先立ち、議長不信任決議を提出し、議会の秩序を乱し、また、提出理由が不適当であるなど議会の品位及び円滑な議会運営を大きく混乱させたため。

湯河原町議会委員会条例第4条及び6条にもとづき、懲罰特別委員会を設置（青木昭久委員長、富田幸宏副委員長、長谷川俊子委員、土屋誠一委員、杉本光明委員、原田洋委員、小澤眞司委員、松野満委員、北村幸則委員の9名）

### 湯河原町議会委員会条例

#### （懲罰特別委員会）

第4条 議長が議員を懲罰特別委員会に付する旨の宣告をしたとき又は懲罰の動議が可決されたときは、懲罰特別委員会が設けられたものとする。

#### （懲罰特別委員会及び資格審査特別委員会の委員数）

第6条 懲罰特別委員会及び資格審査特別委員会の委員の定数は、それぞれ9名とする。

午後5時、小澤眞司議員、室伏重孝議員、丸山孝夫議員、半川義輝議員、佐々木征坡議員の順に一般質問を行う。定例会初日は、午後8時45分に終了

## 3月3日（木） 定例会3日目

### 懲罰特別委員会

午後1時30分、懲罰特別委員会開催。各委員から基本的な考え方や意見を聞き、3月7日（月）に懲罰特別委員会を開催し、4名から弁明を聞くことが決まる。

**3月7日（月） 定例会7日目****懲罰特別委員会**

午後1時30分、懲罰特別委員会開催。委員会は、佐々木征坡議員、二見康男議員、丸山孝夫議員及び露木寿雄議員に出席を求め弁明を聴き、その後慎重に検討した結果、4名を地方自治法第134条の「懲罰に科する」ことに全員賛成で決定。地方自治法第135条の懲罰の種類は、賛成多数により決定

**地方自治法**

**第134条** 普通地方公共団体の議会は、この法律並びに会議規則及び委員会に関する条例に違反した議員に対し、議決により懲罰を科すことができる。

**第135条** 懲罰は、下の通りとする。

- (1) 公開の議場における戒告
- (2) 公開の議場における陳謝
- (3) 一定期間の出席停止
- (4) 除名

**3月11日（金） 定例会11日目（本会議第3日目）****1 懲罰特別委員長報告**

午前10時、本会議開会。懲罰特別委員長報告を行う。委員長報告の採決結果は、賛成多数による可決。（※8ページ「審議した議案と各議員の賛否」2～5参照）

露木寿雄議員は、『湯河原町議会会議規則第98条、105条及び地方自治法第129条第1項に違反したため、地方自治法第135条第1項第1号の「公開の議場における戒告」の処分とする。』

議長から文書による戒告を受ける

佐々木征坡議員、二見康男議員及び丸山孝夫議員は、『湯河原町議会会議規則第98条、105条及び地方自治法第129条第1項に違反したため、地方自治法第135条第1項第2号の「公開の議場における陳謝」の処分とする。』

3名は、議長からの陳謝文の朗読を拒否

**湯河原町議会会議規則****(品位の尊重)**

**第98条** 議員は、議会の品位を重んじなければならない。

**(議長の秩序保持権)**

**第105条** 法又はこの規則に定めるもののほか、規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議にはかって決める。

**地方自治法**

**第129条** 普通地方公共団体の議会の会議中この法律又は会議規則に違反しその他議場の秩序を乱す議員があるときは、議長は、これを制止し、又は発言を取り消させ、その命令に従わないときは、その日の会議が終るまで発言を禁止し、又は議場の外に退去させることができる。

**2 懲罰動議の提出**

佐々木征坡議員、二見康男議員及び丸山孝夫議員は、議決に従わなかつたため、松

野満ほか2名の議員が、湯河原町議会会議規則第14条及び第106条にもとづき懲罰動議を提出  
(提出理由)

平成17年3月11日の定例会本会議において議長は、当人を懲罰に付し、地方自治法第135条第1項第2号「公開の議場における陳謝」の決定をしたにもかかわらず、これに応じないため。

湯河原町議会委員会条例第4条及び6条にもとづき、懲罰特別委員会を設置  
(青木昭久委員長、富田幸宏副委員長、長谷川俊子委員、土屋誠一委員、杉本光明委員、原田洋委員、小澤眞司委員、松野満委員、北村幸則委員の9名)

当日は、「所信表明に対する総括質問」及び「予算内容に関する質疑」が予定されていたが、懲罰特別委員会が再度設置されたことなどにより、予定していた議事日程は、14日(月)へ延会となる。

### 3 懲罰特別委員会の開催

午後5時4分、懲罰特別委員会開催。佐々木征坡議員、二見康男議員及び丸山孝夫議員の処分を検討した結果委員会は、地方自治法第134条にもとづき、3名を「懲罰に科する」ことに全員賛成で決定。地方自治法第135条の懲罰の種類は、賛成多数により決定

#### 3月14日(月) 定例会14日目(本会議第4日目)

##### 懲罰特別委員長報告

午前10時、本会議開会。懲罰特別委員長報告を行う。委員長報告採決の結果は、賛成多数による可決。(※8ページ「審議した議案と各議員の賛否」6~8参照)

### 懲罰の結果

#### 露木寿雄議員 「公開の議場における戒告」(3月11日議決)

湯河原町議会会議規則第98条、105条及び地方自治法第129条第1項に違反したため、地方自治法第135条第1項第1号の「公開の議場における戒告」の処分とする。

#### 佐々木征坡議員 「一定期間の出席停止(3日間)」(3月14日議決)

平成17年3月11日開催の本会議において、議決された陳謝文の朗読を拒否したため、地方自治法第135条第1項第3号の「一定期間の出席停止」。出席停止期間は、湯河原町議会会議規則第110条を適用し、「出席停止3日間(3月14日から16日まで)」

#### 二見康男議員 「一定期間の出席停止(3日間)」(3月14日議決)

平成17年3月11日開催の本会議において、議決された陳謝文の朗読を拒否したため、地方自治法第135条第1項第3号「一定期間の出席停止」。出席停止期間は、湯河原町議会会議規則第110条を適用し、「出席停止3日間(3月14日から16日まで)」

**丸山孝夫議員 「一定期間の出席停止（5日間）」（3月14日議決）**

平成17年3月11日開催の本会議において、議決された陳謝文の朗読を拒否し、不そんな発言で議会を冒とくせしめたため、地方自治法第135条第1項第3号「一定期間の出席停止」。出席停止期間は、湯河原町議会会議規則第110条ただし書を適用し、「出席停止5日間（3月14日から18日まで）」

**湯河原町議会会議規則****(出席停止の期間)**

**第110条 出席停止は、3日を超えることができない。**ただし、数個の懲罰事犯が併発した場合又は既に出席を停止された者について、その停止期間内に更に懲罰事犯が生じた場合は、この限りでない。

**※戒告の内容**

**【露木寿雄議員】**「議員露木寿雄君は、平成17年3月1日開会の定例会初日において、議長不信任決議を提出しましたが、提出理由とされている佐々木征坡議員の一般質問の内容については、定例会開会前の議会運営委員会において、既に取扱が決定しているため、議長に対して不信任決議を提出したことは不適当でありました。更に、本会議を6時間半の空転に招き、議会の秩序を乱したとともに、議会の品位を著しくおとしました。これらの行為は、議員の職分に鑑み、誠に残念であるとしか言いようがありません。今後このような事が起らぬ事を強く望み、地方自治法第135条第1項第1号の規定により戒告します。平成17年3月11日 湯河原町議会」

**※陳謝文の内容**

**【佐々木征坡議員】**「私は、平成17年3月1日開会の定例会初日において、議長不信任決議を提出しましたが、提出理由としている私の一般質問の内容については、定例会開会前の議会運営委員会において、既に取扱が決定しているため、議長に対して不信任決議を提出したことは不適当でありました。更に、①本会議を6時間半の空転に招いたこと。②提出議案が審議未了となるおそれを回避しなかったこと。③これらの行為は、議会の秩序を乱したとともに、議会の品位を著しくおとしましたこと。④これらの責任は非常に重く、理由の如何を問わず、議会人として許される行為ではないこと。このことは、議会の品位を保持し、秩序を守るべき議員の職責に顧みて、誠に申し訳ないことあります。ここに深く反省し、誠意を披瀝して陳謝します。」

**【二見康男議員】**「私は、平成17年3月1日開会の定例会初日において、議長不信任決議を提出しましたが、提出理由とされている佐々木征坡議員の一般質問の内容については、定例会開会前の議会運営委員会において、既に取扱が決定しているため、議長に対して不信任決議を提出したことは不適当でありました。更に、①本会議を6時間半の空転に招いたこと。②議長経験者をして、提出議案が審議未了となるおそれを回避しなかったこと。③これらの行為は、議会の秩序を乱したとともに、議会の品位を著しくおとしましたこと。④これらの責任は非常に重く、理由の如何を問わず、議会人として許される行為ではないこと。このことは、議会の品位を保持し、秩序を守るべき議員の職責に顧みて、誠に申し訳ないことあります。ここに深く反省し、誠意を披瀝して陳謝します。」

**【丸山孝夫議員】**「私は、平成17年3月1日開会の定例会初日において、議長不信任決議を提出しましたが、提出理由とされている佐々木征坡議員の一般質問の内容については、定例会開会前の議会運営委員会において、既に取扱が決定しているため、議長に対して不信任決議を提出したことは不適当でありました。更に、①本会議を6時間半の空転に招いたこと。②町長経験者をして、提出議案が審議未了となるおそれを回避しなかったこと。③これらの行為は、議会の秩序を乱したとともに、議会の品位を著しくおとしましたこと。④これらの責任は非常に重く、理由の如何を問わず、議会人として許される行為ではないこと。このことは、議会の品位を保持し、秩序を守るべき議員の職責に顧みて、誠に申し訳ないことあります。ここに深く反省し、誠意を披瀝して陳謝します。」

## 審議した議案と各議員の賛否（不信任決議及び懲罰に関する採決）

○は賛成、×は反対、欠は欠席を表しています。

除斥：本人に関する議案のため、採決に加わることができません。

議 案 番 号	議 員 名  議 案 名	審 議 結 果															採 決 日
		露 木 寿 雄	高 橋 延 幸	室 伏 重 孝	宮 田 幸 宏	半 川 義 輝	長 谷 川 俊 子	土 屋 誠 一	山 崎 光 男	杉 本 明 洋	原 田 洋	佐 々 木 征 坡	二 見 康 男	小 澤 眞 司	松 山 幸 夫	丸 山 昭 久	北 村 青 木
決議2	1 湯河原町議会 北村穂江議長の不信任決議について	○	×	×	×	×	×	×	欠	×	—	○	○	×	×	○	否決
—	2 露木寿雄議員に対する懲罰について(戒告)	除斥	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	×	×	○	○	可決
—	3 佐々木征坡議員に対する懲罰について(陳謝)	×	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	除斥	×	○	○	可決
—	4 二見康男議員に対する懲罰について(陳謝)	×	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	除斥	○	○	○	可決
—	5 丸山孝夫議員に対する懲罰について(陳謝)	×	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	×	×	○	○	可決
—	6 佐々木征坡議員に対する懲罰について(出席停止3日)	×	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	除斥	×	○	○	可決
—	7 二見康男議員に対する懲罰について(出席停止3日)	×	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	退場	除斥	○	○	可決
—	8 丸山孝夫議員に対する懲罰について(出席停止5日)	×	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	退場	退場	○	○	可決

## 編集後記

湯河原町議会は、より開かれた議会を目指しております。

今回の臨時号は、「懲罰特別委員会」が設置された一連の経過を掲載させていただきました。

町民の皆様におかれましては、この臨時号をご覧いただくことにより、湯河原町議会や議会運営の仕組みを、少しでもご理解いただければ幸いに存じます。

## 議会だより編集委員会委員

委員長 青木 昭久

委員 長谷川俊子・土屋 誠一

副委員長 原田 洋

杉本 光明・小澤 真司